

公益社団法人 大阪府臨床検査技師会 定款 新旧対照表

新	旧	備考欄
公益社団法人 大阪府臨床検査技師会定款 平成 25 年9月2日制定 平成 26 年5月 22 日一部改訂 平成 29 年5月 25 日一部改訂 令和元年6月 20 日一部改訂 令和4年6月 16 日一部改訂 令和7年6月 19 日一部改訂 第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人大阪府臨床検査技師会と称する。 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。 (略) 第4章 総会 (構成) 第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成し、種別は定時総会及び臨時総会の2種とする。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。 (権限) 第 12 条 総会は、次の事項を決議する。 (1)会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認 (4) 定款の変更	公益社団法人 大阪府臨床検査技師会定款 平成 25 年9月2日制定 平成 26 年5月 22 日一部改訂 平成 29 年5月 25 日一部改訂 令和元年6月 20 日一部改訂 令和4年6月 16 日一部改訂 第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、公益社団法人大阪府臨床検査技師会と称する。 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。 (略) 第4章 総会 (構成) 第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成し、種別は定時総会及び臨時総会の2種とする。 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。 (権限) 第 12 条 総会は、次の事項を決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認 (4) 定款の変更	(新設) (略)

(2) 監事 3名以内、内1名以上は当会会員および使用人でない者(外部監事) 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、3名以内を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。 (略)	(2) 監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、3名以内を常務理事とする。 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。 (略)	(変更) (追加)
第7章 資産及び会計 (事業年度) 第 34 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第 36 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会で報告と承認を得なければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2 毎事業年度の経過後3か月以内に、法に定めるところにより、計算書類、財産目録等を大阪府知事に提出しなければならない。	第7章 資産及び会計 (事業年度) 第 34 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。 (事業計画及び収支予算) 第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第36条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会で報告と承認を得なければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2 毎事業年度の経過後3箇月以内に、法に定めるところにより、計算書類、財産目録等を大阪府知事に提出しなければならない。	(略) (変更)

(略) 第9章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。 (解散) 第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (略)	(略) 第9章 定款の変更及び解散 (定款の変更) 第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。 (解散) 第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 (略)	(略) (変更) (略)
---	---	-----------------------------------